

行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正に伴う
各行政機関における行政文書管理規則の一部改正について

平成 27 年 3 月 27 日
公文書管理課

【改正のポイント】

公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理に係る
改正

- ・ 国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月成立）において「行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備する」こととされたことを踏まえ、これまで昭和 40 年の事務次官等会議申合せ「秘密文書等の取扱いについて」に基づき各行政機関がそれぞれ規程を整備し管理を行ってきた特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書について、公文書管理法の下で各行政機関統一の文書管理のルールとして整理したことに伴う所要の改正を行う。
- ・ 特定秘密保護法の施行を受け、特定秘密である情報が記録された行政文書についても公文書管理法の体系下で管理されることを明確化するための所要の改正を行う。

独立行政法人通則法改正法等の施行に伴う改正

- ・ 独立行政法人通則法の改正により、行政文書の管理に関するガイドラインの別表について形式的改正（*）を行ったことに伴う所要の改正を行う。

（*）中期目標及び中期計画を定める中期目標管理法人のほか、中長期目標及び中長期計画を定める国立研究開発法人並びに年度目標及び事業計画を定める行政執行法人に係る名称の変更
独立行政法人評価委員会の廃止等に伴う規定の削除

【施行日】

平成 27 年 4 月 1 日

各行政機関における行政文書管理規則改正案（概要）

各行政機関における行政文書管理規則改正案は概ね行政文書の管理に関するガイドラインに沿ったものとなっているが、以下については、各行政機関独自の規定となっているものである。

1. 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理に係る改正

(1) 秘密文書の区分

外務省；極秘文書のうち、秘密保全の必要が極めて高く、その漏えいが国の安全、利益に著しい損害を与えるおそれが高い情報を含む行政文書を機密文書に指定することができる。（外務省行政文書管理規則第29条(1)）

防衛省；特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、国の安全又は利益に関わる事項（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）であって、関係者以外には知らせてはならないものとして秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下この条において「省秘訓令」という。）第16条の規定により秘に指定された行政文書（以下この条において「秘文書」という。）の管理については、この訓令の他の規定及び省秘訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。（防衛省行政文書管理規則第31条）

(2) 秘密文書の指定者

防衛省；行政文書についての秘の指定は、防衛大臣が別に定める者が、期間を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。（防衛省行政文書管理規則第31条(1)）

(3) 秘密文書管理要領の作成者

防衛省；特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、国の安全又は利益に関わる事項（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）であって、関係者以外には知らせてはならないものとして秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下この条において「省秘訓令」とい

う。)第16条の規定により秘に指定された行政文書(以下この条において「秘文書」という。)の管理については、この訓令の他の規定及び省秘訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。(防衛省行政文書管理規則第31条)

(4) その他

特定秘密である情報を記録する行政文書の管理

特定秘密の保護に関する法律施行令第12条第1項の規定に基づき定めることとされている特定秘密保護規程を策定していない行政機関については、規定を設けないこととしている。

秘密文書の定義

宮内庁；極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国又は皇室の安全又は利益に損害を与える恐れのある情報を含む行政文書

2. 独立行政法人通則法改正法等の施行に伴う改正

行政文書管理規則に独立行政法人等に関する事項について規定のない行政機関については、改正は行わない。

3. その他

内閣法制局；行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を策定したことによる改正

原子力防災会議；行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を策定したことによる改正

法務省；組織改編に伴う所要の改正

公安調査庁；公安情報電算処理システムの運用に伴う別表の改正

最高検察庁；行政文書の接受等については行政文書取扱規程による旨の規定を新設

中央労働委員会；組織改編に伴う所要の改正

経済産業省；現行の行政文書管理規則の規定ぶりの見直し

資源エネルギー庁；現行の行政文書管理規則の規定ぶりの見直し

中小企業庁；現行の行政文書管理規則の規定ぶりの見直し

特許庁；現行の行政文書管理規則の規定ぶりの見直し